

三重縣公報

第六千九百九十五号

昭和二十七年五月二十一日

水曜 日

主要目次

告示

- 一 種卵の統制額についての告示外十一告示廃止
- 一 農中事項
- 一 叙任詳令
- 一 通知照会
- 一 国民健康保険の保険者記番号の設定について

告示

◎三重県告示第三百六十八号

次に掲げる告示は、廃止する。

昭和二十七年五月二十一日

三重県知事 青木 理

昭和二十一年七月三重県告示第三七七号、種卵の統制額のこと

昭和二十一年九月三重県告示第四七八号、紫雲英種子の統制額のこと

昭和二十一年十一月三重県告示第五九八号、洗張料金の統制額のこと

昭和二十二年八月三重県告示第三四五号、アイスキヤンデー、アイスシャーベットの統制額指定のこと

昭和二十二年十一月三重県告示第四九八号、パン、煎餅の加工賃の統制額認可のこと

昭和二十二年十二月三重県告示第五三一号、処理牛乳の卸売業者の価格の統制額指定のこと

昭和二十三年四月三重県告示第一二九号、コンモンベツチ種子（進駐軍放出肥料）の統制額指定のこと

昭和二十三年六月三重県告示第二七〇号、酸素容器、貸付保証金及び附帯料金の統制額認可のこと

昭和二十三年九月三重県告示第四〇〇号、普通旅客自動車運送事業(ハイヤータクシー業)運賃の統制額指定のこと
昭和二十三年九月三重県告示第四四二号、一般貨切旅客自動車、特定旅客自動車一般乗合旅客自動車統制額指定のこと
昭和二十四年五月三重県告示第二一七号、味の泉の統制額指定のこと
昭和二十四年五月三重県告示第二五六号、甘しよ苗の統制額指定のこと

廳中事項

◎就任辞令

昭和二十七年五月二十日

三重県副知事	角 永 清
三重県出納長	別 所 多喜雄
三重県事務吏員	渡 辺 拾 男
〃	田 中 寛
〃	鈴 木 茂 雄
〃	大 林 勇 治
三重県技術吏員	小 池 鉄 造

昭和二十七年五月二十七日三重県定例議會議事参与を命ずる
昭和二十七年四月一日

川越排水改良事務所長業務を免ずる	三重県技術吏員	増 井 正
愛宕川排水改良事務所長業務を免ずる	同	小 阪 讓
愛宕川排水改良事務所長業務を免ずる	三重県事務吏員	小 林 幸 生
愛宕川排水改良事務所長業務を免ずる	三重県技術吏員	石 田 巖

三重県事務吏員	中 野 嘉四郎
〃	北 野 孝 郎
〃	中 田 慎 一
〃	奥 井 亮 三郎
〃	谷 口 三 郎
〃	吉 田 泰 夫
〃	山 口 季 男
〃	森 田 利 一
〃	近 田 正 夫
〃	池 田 正 範
〃	志 田 栄 一

服部川沿岸防災溜池事業調査事務所長業務を免ずる

(各通) 三重県事務吏員 百々雅美
三重県技術吏員 夏 秋 幹
〃 山 田 武 司

服部川沿岸防災溜池事業調査事務所兼務を免ずる

三重県技術吏員 服 部 章

農地部耕地課勤務を命ずる

三重地方事務所兼務を免ずる

昭和二十七年四月十五日

三重県技術吏員 津 田 多加良

願に依り本取を免ずる

昭和二十七年四月二十一日

坂井田 静 江

三重県技術吏員に任命する

三級に叙する

五級八号俸を給する

技師に補する

農林部農業改良課勤務を命ずる

松 嶋 素女子

三重県技術吏員に任命する

三級に叙する

五級四号俸を給する

技師に補する

農林部農業改良課勤務を命ずる

西 浦 英 夫

三重県技術吏員に任命する

三級に叙する

七級三号俸を給する

技師に補する

農林部農業改良課勤務を命ずる

昭和二十七年五月二十二日

三重県技術吏員 飛 田 勘 市

農業経営係長を命ずる

総合調整係長業務を命ずる

農村工業副業係長を免ずる

農業企画係長業務を免ずる

三重県事務吏員 曾 原 弘

農業委員会係長を命ずる

農政係長を免ずる

三重県技術吏員 若 林 知 貞

昭和二十七年五月二十一日印刷發行
三重県公報（第三種郵便物認可）

津市栄町二丁目

三

重

県

庁

津市広明町三二五番地

印刷所

三重県印刷所
振替口座番号名古屋一四〇六番